

7 月 教育長 教育行政報告

令和 2 年

- 6 月 25 日 (木) 第 19 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
タウンミーティング (信楽、雲井、小原、朝宮、多羅尾)
- 26 日 (金) タウンミーティング (伴谷、柏木)
タウンミーティング (大原、油日、佐山)
甲賀市 P T A 連絡協議会総会
- 27 日 (土) 令和 2 年度甲賀警察署少年補導員・甲賀市少年補導委員永年勤続
表彰・退任者感謝状贈呈式並びに新任少年補導委員研修会
タウンミーティング (大野、山内)
タウンミーティング (土山、鮎河)
- 28 日 (日) 水口体育館披露式・ボッチャ交流会
タウンミーティング (甲南第一、甲南中部)
タウンミーティング (甲南第二、甲南第三、希望ヶ丘)
- 29 日 (月) タウンミーティング (水口、岩上)
第 2 回滋賀県都市教育長会
- 30 日 (火) 令和 2 年度忍びの里伊賀甲賀忍者協議会総会
タウンミーティング (綾野)
タウンミーティング (貴生川)
- 7 月 1 日 (水) 部長会議
第 4 回学校経営等協議会
朝宮茶贈呈式
- 3 日 (金) 第 2 回甲賀市教育行政評価委員会
- 7 日 (火) 人事評価制度施行に伴う校長当初面談
(希望ヶ丘小、柏木小、水口中、水口小、多羅尾小)
- 8 日 (水) 人事評価制度施行に伴う校長当初面談
(甲南第三小、土山小、城山中)
- 9 日 (木) 人事評価制度施行に伴う校長当初面談
(朝宮小、甲賀中、貴生川小)
- 11 日 (土) かふか 21 子ども未来会議「甲賀市子ども議員任命式」
- 13 日 (月) 日本公衆電話協会こども手帳贈呈式
かわせみ教室訪問

- 7月15日（水） 部長会議
令和2年度第1回甲賀市行政改革推進本部会議
第4回甲賀市・湖南市中学校長会 学校経営等協議会
第3回滋賀県都市教育長会
- 16日（木） 第9回甲賀市子どものいじめ問題対策委員会
- 20日（月） NPO法人甲賀ユートピアネットワーク みなくち子どもの森奉仕作業
第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 21日（火） 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 22日（水） 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第7回甲賀市教育委員会委員協議会
第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 24日（金） 第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 27日（月） 第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 29日（水） コミュニティ・スクールにかかる管理職研修会
第9回甲賀市教育委員会定例会

令和 2 年第 3 回甲賀市議会定例会（6 月）提出議案（教育委員会関係）
の結果について

1 補正予算案件

（1）令和 2 年度甲賀市一般会計補正予算（第 2 号）

《甲賀市議会 議案第 70 号》

歳入 1,040,379 千円 歳出 1,065,763 千円

【原案どおり可決】

■補正予算の主な内容

【歳出予算の補正】

新型コロナウイルス感染症対策

- 奨学資金給付事業 2,580 千円（一財 2,580）

制度の利用者増を見込み、高校生や大学生の奨学資金を支援する経費を追加

- ICT教育環境整備事業（小学校） 202,174 千円
（国 154,122、繰入金 47,000、一財 1,052）

- ICT教育環境整備事業（中学校） 111,506 千円
（国 75,315、繰入金 36,000、一財 191）

公立学校情報機器整備費補助金を活用し、小中学校施設の ICT 教育環境整備
のための経費を追加

- 要保護・準要保護児童就学援助事業（小学校） 5,769 千円（一財 5,769）
- 要保護・準要保護生徒就学援助事業（中学校） 4,419 千円（一財 4,419）

制度の対象者増を見込み、就学援助経費を追加

その他の事業

- 寄附による小中学校の備品購入 1,300 千円（寄附 1,300）

個人 1 名及び 1 法人からいただいた教育振興寄附金を財源として、小中学校の

教材用備品を購入

●城山中学校大規模改造事業 739,644千円

(国 127,023、債 582,000、繰入金 30,000、一財 621)

国の学校施設環境改善交付金の採択を受け、城山中学校の既存校舎の大規模
改造工事にかかる工事費、監理業務委託料を追加

【繰越明許費の補正】

・追加

●城山中学校大規模改造事業 739,644千円

2 一般質問

別紙1のとおり

令和2年第3回定例会一般質問要旨整理表

順番	質問事項	質問要旨	一連番号
1	13番 森田 久生 議員	【一問一答】 《第1日》 (1/3)	
	1. 当市学校教育の諸課題について	1. 教育長の当市の学校教育に対する現状認識と、目指そうとしている当市学校教育の将来像について (1) 当市学校教育における先生方の職場環境も含めた教育現場の実態認識と併せて、当市の子ども達に対しどのような感想を持っているか。 (2) 当市の子ども達が義務教育の場を通して、将来どのような社会人になってほしいかと思われているのか、その為に目指す当市学校教育のあり方や、学校の将来像について伺う。 (3) 全国学力テストの結果等も踏まえた現時点の当市の学力に対する新教育長としての現状認識と、今後の課題認識について伺う。 (4) 学校教育現場の環境に対する現状認識と、今後の課題認識について伺う。 (5) 教育長の「学校の9月入学論」に関する所見について伺う。 2. 「令和2年度甲賀市学校教育の指針」について (1) 令和2年度学校教育指針の全体像と、特色について伺う。 (2) ①柱1「学ぶ力を高め確かな学力を育む教育の充実」では、GIGAスクール構想に基づく施策と「こうか授業術5箇条」を柱とした主体的・対話的で深い学びの促進と示されているが、柱1の具体的施策の内容について伺う。 ②柱2「豊かな人間性や社会性を育む教育の充実」では、不登校児童減少に向けた取組と教育相談の充実、いじめを許さず支えあい学びあう集団を育てる学級、学校づくりと示されているが、当市のいじめと不登校の現状と傾向、並びに他市との比較と減少に向けた具体策について伺う。 ③いじめを許さず支えあい学びあう集団を育てる学級、学校づくりとは、具体的にどのような学級、学校づくりを目指すのか。 (3) 本年度指針に対する所見と、新教育長が中心に本指針を策定されていた「この点はこのようにしたい」と思われる点があれば伺う。 (4) 今年度は、新型コロナウイルスの感染防止対策で小中学校が先月末まで休校を余儀なくされた。本教育指針に基づく授業の遅れに対する現状認識と、今後の対策について伺う。 (5) 今年度の「学校教育指針」に対する市長としての所見と、新型コロナ感染防止対策で長期間の休校を余儀なくされた児童・生徒と教育現場の先生方へ、市長の立場で一言お声掛けをお願いする。 3. 全国学力テストについて (1) 全国学力テストそのものに対する教育長の認識と評価について伺う。 (2) 直近の全国学力テストの当市小中学校の成績状況と、最近の傾向について全国並びに滋賀県の平均正答率との比較も含めて伺う。 (3) 市内の小中学校における学校間格差について伺う。 (4) 成績優秀者への教職員派遣事業の概要と、当市の施策への反映内容とその成果について伺う。 (5) 今年度の学校教育指針の柱1にも明記されている「読み解く力」の重要性に対する所見と、育成に向けた具体策について伺う。 (6) 学力テスト結果公表に対する考え方と、各学校内における保護者も含めた情報共有のあり方について伺う。 (7) 今後の成績向上に向けた具体的な対策について伺う。 4. 小中学校における「新学習指導要領」について (1) 「外国語教育」「プログラミング教育」「道徳教育」の3つの側面から、具体的に小学校の授業内容が従前と比較してどのように変わるのか。 (2) 能動的に学べる授業形態とは、具体的にどのような授業形態であるのか、併せて従前と比較してどのような効果が期待されるのか。 (3) 令和3年度から全面実施の中学校における新学習指導要領改訂のポイントについて伺う。 (4) 今回改定され全面実施された小学校における新学習指導要領について、教育長の所見を伺う。 5. 子どもたちにより良い保育・教育環境の提供をめざして策定された「甲賀市幼保・小中学校の再編計画」について (1) 再編計画の現時点における進捗状況について伺う。 (2) 本計画そのものに対する教育長の所見と、計画の進捗状況に対する現状認識について伺う。 (3) 公共施設等総合管理計画と本再編計画との相関性の認識について伺う。 (4) 本再編計画に関する今後の方向性と、計画期間満了も見据えた今後のスケジュールについて伺う。 (5) 本再編計画に対する現時点における所見と、今後の取り組みスタンスについて伺う。 6. 小中学校におけるICT教材を使った教育推進について (1) ICT教材を活用した当市教育推進の目指す方向性と、国の施策とも絡めた今後の市全体の導入スケジュールと必要概算総予算について伺う。 (2) 新型コロナウイルス感染防止対策による休校措置期間中の当市オンライン授業の研究も含めた現状、併せてオンライン授業に関する当市としての課題認識と、今後の展望について伺う。 7. マニフェストで市長が就任当初に描き上げた「教育ナンバーワンのまちづくり」の公約実現に対し、現時点におけるご自身での総括と現状評価について伺う。 8. 教育長が最近読まれた本で、特に感銘を受けられた本を1冊紹介いただきたい。	1-1- (1) 1-1- (2) 1-1- (3) 1-1- (4) 1-1- (5) 1-2- (1) 1-2- (2)-① 1-2- (2)-② 1-2- (2)-③ 1-2- (3) 1-2- (4) 1-2- (5) 1-3- (1) 1-3- (2) 1-3- (3) 1-3- (4) 1-3- (5) 1-3- (6) 1-3- (7) 1-4- (1) 1-4- (2) 1-4- (3) 1-4- (4) 1-5- (1) 1-5- (2) 1-5- (3) 1-5- (4) 1-5- (5) 1-6- (1) 1-6- (2) 1-7 1-8
3	18番 白坂 万里子 議員	【分割】 《第1日》 (3/3)	
	3. 新型コロナがもたらした影響から今後の改革は	③大阪市長が前倒しで生徒一人一台のタブレット端末の普及を整備すると公言されたが、本市における取り組みはどうか。今回の一連の休校を総括して、今後の学びの環境について市長の見解を伺う。	7-3
	4. 書籍消毒機について	書籍消毒機の導入時期について見解を伺う。	8

順番	質 問 事 項	質 問 要 旨	一連番号
5	11番 戎脇 浩 議員	【一問一答】 《第2日》 (2/6)	
	1. 新型コロナウイルス対策全般について	3-①学校再開後の現状と課題は。 3-②児童委員との連携は休業時も含め、双方向でできているか。 3-⑥学校等休業時における給食の食材の活用について、今後予め対応を定める必要についての考えは。	14-8 14-9 14-13
7	23番 辻 重治 議員	【分割】 《第2日》 (4/6)	
	1. 新型コロナウイルス感染症の小中学校の対策について	1. 始業式また入学式以降学校にいけない、家から出られない状況のなかで、生徒、児童の様子についてどのようにとらえているのか伺う。 2. この間の学業の遅れには、どのような対応を考えているか。 3. この間、先生方はいろいろな工夫・ご努力をいただいているが、先生方の対応について伺う。 4. 夏休みの日程について伺う。 5. プールの授業は実施しないと聞くと、代替え対応は考えているのか。また、中学校のクラブ活動、小学生のスポーツ少年団の活動はどのように考えているのか。 6. 各教室で使用するマスク、消毒液、給食配膳用手袋、体温計など資材の調達はどうになっているか。 7. 校舎の改築計画がされているが、今回の休校との関連はどうになっているか。 8. フェースシールドの購入について、使用に至った経緯、予算、使用法を教えてください。	17-1 17-2 17-3
8	22番 土山 定信 議員	【一問一答】 《第2日》 (5/6)	
	2. 地震対策の確認	2. 現場の先生が指示を確認するために子ども達から離れるのは最も危険であり、ハンドマイクは実際に教育長が確認してほしいと願っているが、教育長の考えを伺う。また、実際にどこまで声が伝わるかも確認する。	19-2
10	17番 山岡 光広 議員	【分割】 《第3日》 (1/5)	
	3. 図書館整備5カ年計画の現状について	1. 5カ年計画の指針に基づき、現状認識を伺う。甲賀市では「甲賀市子ども読書活動推進計画」第3次計画が策定されているが、その整合性も含めて伺う。 3. 具体的に、学校図書館図書標準を達成している学校の割合はどうか。現状と今後の計画はどうか。棚卸や整理など活用できる「蔵書」が求められるが、実態の認識についても伺う。学校図書の未整備の学校については今後どうするのか。図書費の増額が必要ではないか。 4. 5カ年計画では、新聞を読む習慣をつくるのが大切として、地方財政措置を活用して複数紙の配備を促進しているが、市内学校の配備状況はどうか。今後の計画はどうか。 5. 今後の司書充実計画について伺う。あわせて全ての学校に「ブックトラック」も整備すべきではないか。	24-1 24-3
11	1番 岡田 重美 議員	【分割】 《第3日》 (2/5)	
	3. 危険な除草剤使用は見直しを	4. 市内学校給食のパンにおける輸入小麦の使用はどうか。国産小麦や米粉を主体にするべきと考えるがどうか。	28-4
12	9番 小西 喜代次 議員	【1. 2. 分割 3. 4. 一問一答】 《第3日》 (3/5)	
	2. 新型コロナ感染拡大による教育分野での取り組みについて	1. 今回の新型コロナウイルス感染拡大の事態を通じての経験から教育長の所感を伺う。 2. 今後の教育課程の編成は、学習指導要領に拘束されるのではなく、子どもや学校の実態をふまえて自主的におこなうものとするが、教育課程編成の基本的な考え方はどうか。また、教職員の抜本的増員が必要と思うが認識はどうか。 3. 再開した学校では、感染防止対策、「三密」のための対応など課題は対応できているのか。 4. 運動会・体育祭の運営の工夫、修学旅行など、心に残る行事を行わないことへの、代替の取り組みはどうするのか。 5. 夏季休業期間の授業の場合の給食を行ってはどうかと考えるが、課題は何か。 6. オンラインでの感染対策における緊急時の学びを保障する課題と「教育のICT化」をすすめることの課題を混在させず、ていねいに検討するべきと考えるが教育長の所見はどうか。 7. 本市では、学校休業とともに学童保育も休所し、学校を開放して教員と学童指導員が対応された。今回の取り組みの成果と教訓は何か。	31-1 31-2 31-3 31-4

順番	質 問 事 項	質 問 要 旨	一連番号
13	19番 鶴飼 勲 議員	【一問一答】 《第3日》 (4/5)	
	1. 新型コロナウイルス感染症対策の一環として実施された市立小中学校へのフェイスシールド配布について	①市立小中学校の児童・生徒、教職員らのフェイスシールド装着効果の事前検証の経緯について伺う。 ②市立小中学校の児童・生徒、教職員らのフェイスシールド装着が及ぼす効果や影響等について専門家との事前協議や事前の意見聴取の経緯について伺う。 ③新型コロナウイルス感染症対策本部会議で市立小中学校の児童・生徒、教職員らのフェイスシールド装着にかかる議論の経緯について伺う。 ④市立小中学校の児童・生徒、教職員らに配布されたフェイスシールドの調達方法について伺う。 ⑤市立小中学校の児童・生徒、教職員らへのフェイスシールド配布にかかる記者発表後の保護者、市民からの反響について伺う。 ⑥-①感染のスタンダードプリコーションが一般に広まることには賛同するものの、学校教育現場という限定的な空間においての効果について検証が必要と考えるが見解を問う。 ⑥-②特に小学校低学年において取り扱い方法の誤りによりフィルム面に傷や変形が生じる等損傷に至るケースが配布初日から既に発生しているとの情報に接すると共に導入されたフェイスシールド自体の耐用性を危惧するが見解を問う。 ⑥-③教壇など児童・生徒と対面で接する教師にとって、フェイスシールド装着は教師にとって感染予防なのか児童・生徒への感染予防なのか見解を問う。 ⑥-④学校教育現場でのフェイスシールド装着については、文部科学省ならびに厚生労働省からのガイドラインが示されていない現状であるが、本来、基本策定があり、それを基準に試行錯誤すべきと考えるが見解を問う。 ⑥-⑤強制はしないと言うものの市立小中学校へのフェイスシールド配布は、エビデンスに基づかない過剰な取り組みではと一部の保護者や一般市民の声を仄聞するが見解を問う。 ⑥-⑥福岡県粕屋町の学校教育課長の発言について見解を問う。 ⑥-⑦他人と近距離で会話するときにはマスクをつけましょうというのがユニバーサlmaskingの考え方だと説明していることについて見解を問う。 ⑥-⑧文部科学省が掲げている「主体的・対話的で深い学び」というこれまでの講義型授業から、児童・生徒が自ら考えて、友達と話し合い、考えを深めていくという授業スタイルに影響が懸念されるが見解を問う。 ⑥-⑨ここまでやったんだから、こんなにも対応しているんだからという既成事実を作る方が優先されているとも受け止められる声が聞かれたが見解を問う。 ⑥-⑩児童・生徒下校後のフェイスシールド本体消毒作業が教職員に及ぼす影響について見解を問う。 ⑦感染初期段階を想定した場合、汚染されたフェイスシールド本体を無意識で触れこのことが起因して教育現場において感染拡大を引き起こす危険性が考えられるが見解を問う。 ⑧想定されるフェイスシールド着用期間について見解を問う。 ⑨文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課の課長補佐の述べたことについて見解を問う。 ⑩市立小中学校の児童・生徒、教職員らのフェイスシールドの配布にかかる費用対効果について見解を問う。	34-1 34-2 34-3 34-4 34-5 34-6 34-7 34-8 34-9 34-10 34-11 34-12 34-13 34-14 34-15 34-16 34-17 34-18 34-19
14	24番 橋本 律子 議員	【1：一問一答 2：分割】 《第3日》 (5/5)	
	1. 新型コロナウイルス対応から見えた情報手段等の備えと今後について	4. 学校教育におけるICT環境整備の実態と今後について伺う。 ①家庭学習の充実を図るため、今後の対策は。 ②指導員の配置・専門員の人材養成は。 ③あいコム事業（企業等含む）との連携強化も視野に。 ④今回の休校中での対応の課題と今後。	35-4-① 35-4-② 35-4-③ 35-4-④
	2. 不登校・引きこもりなど若者自立支援にかかる支援機構の改善を	1. 不登校の現状と後は。 2. 相談体制の現状と長期化したケースの現状課題は。 3. 教育現場と福祉課との連携は。 4. 関係機関による協力体制の強化内容は。 5. 義務教育後の支援状況が把握できない現状が続いてきた例が多く、より早期の支援体制ができないのか。できない例のその要因と機構改善はできないのか。（発達支援課内）新たな支援体制と居場所づくりの創設を。早期発見とだれ一人取り残さない環境づくりを。	36-1 36-3

順番	質問事項	質問要旨	一連番号
18	16番 橋本 恒典 議員	【一問一答】 《第4日》 (4/5)	
	1. 通学路の安全対策について	(1) 学校再開に伴う通学時の交通安全対策について考えを伺う。 (3) 今年度の通学合同点検の実施について伺う。 (4) 通学路合同点検結果に伴う道路改修について伺う。 (5) 3ヶ月の休業中の通学路安全対策について伺う。	42-1 42-3 42-4 42-5
	2. 市の電気使用料の削減について	(1) 学校のエアコン設置を完了され、電気料金等はどのように変わったか伺う。(小・中学校) (2) 学校におけるデマンド監視とデマンド制御の考え方について伺う。	43-1 43-2
	3. 協働のまちづくりの推進について	(4) 子どもたちの支援や地域の教育環境の充実、生涯に渡り学ぶことができる社会教育が今こそ重要と考えるが、教育長のご所見を伺う。また青少年団体を始めとする社会教育団体の育成についての考えを伺う。	44-4
19	7番 竹若 茂國 議員	【一問一答】 《第4日》 (5/5)	
	1. 学校給食の牛乳及びパンの残食処理について	1. その後の教委で調べられた牛乳及びパンの残数について、小中学校別にどのくらいの残数がでるのか分かれば教えていただきたい。 2. 残った牛乳及びパンは、どのように処分されているのか。 3. この処分の方法は、どのような経緯と理由で決められたのか。 4. 学校給食は、学校給食法、食育基本法及び食育基本計画では、そのように規定されているのか。 5. 学校給食法等の規定に鑑み、これらの処分の方法は適切だと考えているのか。 6. 廃棄の状況について、教育長は承知しているか。 7. 封の空いてないパンまで市の指定ゴミ袋に入れて捨てているが、これが本当に食育といえるか。教育長に伺う。 8. 学校給食法との関係があるが、廃棄する牛乳やパンの処理について、何か適切な方法は考えられないか。 9. 封の空いていない牛乳パックは、食器の回収と一緒に給食センターに集めて、賞味期限が有効なものは翌日使用し、牛乳の数を調整するような方法はないのか。 10. 社会福祉協議会与連携して、厳しい生活をされている方に利用いただくことはできないか。 11. パンはパン粉やラスクに加工して、給食に再利用することはできないか。 12. 給食センターや学校給食の食品ロスについてどのように対処しているのか。 13. 甲賀市では、積極的に残牛乳やパンを有効活用することは検討できないものか伺う。	45-1 45-2 45-3 45-4 45-5 45-6 45-7 45-8 45-9 45-10 45-11 45-12 45-13
	2. 学校給食における食物アレルギーを持つ児童・生徒への取り扱いについて	1. 甲賀市の学校給食センターは、市内幼保小中学校のどの範囲まで配食しているのか伺う。 2. 食物アレルギーのある児童生徒(幼保小中)は、何人いるのか各幼保小中、各学年ごとに伺う。 3. 対象児童生徒の食物アレルギーの種類について伺う。 4. 現在の甲賀市の学校給食センターではどこまで食物アレルギーに対応できるのか伺う。 5. 対応できないものについては、どのように対処されるのか伺う。 6. 甲賀市の学校給食において、これまでに食物アレルギーによる事象が発生した年度ごとの発生件数を伺う。 7. アレルギー症状が発生した場合の対応はどのように行われるのか。また、緊急時の対応マニュアルは作られているのか伺う。 8. 食物アレルギーのある児童生徒個別の対応プランは作られているのか。 9. 学校全体で情報を共有できるような「対策委員会」は設置されているのか。また、どのような仕組みで実効性のある組織体制になっているのか。 10. ともすると担任に任せきりになっているのではないかと危惧するが、日常における対処について伺う。 11. 学校では、食物アレルギーのある児童生徒に対する、一般の児童生徒への教育はどのように行われているのか伺う。 12. 配膳ミスやお替りによる事故が発生することが多いとされているが、ミスを防ぐための対策はどのように行われているのか。 13. ともすると教育委員会は現場から離れているため責任感が希薄になり、学校任せになっていないか。 14. 学校給食における食物アレルギー対策は、児童生徒の生命に関わる重大な責任を教育委員会が担っていただくということであり、教育委員会としてそれ相応の対策と覚悟が必要であると思うが、教育長の所見を伺う。	46-1 46-2 46-3 46-4 46-5 46-6 46-7 46-8 46-9 46-10 46-11 46-12 46-13 46-14

伴谷小学校の施工不良について

現在施工中の伴谷小学校大規模改造工事（京都建物辻正(株)施工）において、判明した施工不良について、当時の施工業者である辻寅建設(株)による補修が下記のとおり完了しました。

記

令和2年6月22日（月）

辻寅建設(株)、(株)田中総合設計と補修予定箇所を現地にて確認し、施工方法について協議。

令和2年6月24日（水）

辻寅建設(株)と補修施工工程について協議。

令和2年6月27日（土）から30日（火）

本館棟東側の補修工事を実施。柱・梁部はグラウト注入による補修とし、小規模な場合は樹脂モルタルによる補修。壁部は樹脂モルタルによる補修。

令和2年6月30日（火）

補修完了状況確認。適正に施工されていることを確認。

なお、本館棟西側について、点検口から目視し良好な状況を確認しています。

○樹脂モルタル工



【着工前 教室壁】



【着工後 教室壁】

○グラウト工



【着工前 教室天井梁】



【着工後 教室天井梁】

「甲賀市文化財保存活用地域計画」の文化庁認定について

令和2年3月に作成した甲賀市文化財保存活用地域計画について、7月17日に開催された国の文化審議会文化財分科会の答申を踏まえ、このたび、文化庁の認定を受けることとなった。

甲賀市文化財保存活用地域計画は、地域における文化財の保護活動が困難な状況になっていることから、市域の文化財を指定、未指定を問わず総合的かつ面的に把握し、保存継承を図るとともに、文化財を歴史文化資源として当市の魅力発信と地域振興に活用することを目的とし、文化財の保存・活用の方針とともに、それにかかわる取り組みを記載したものである。

平成30年の文化財保護法改正により、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」が制度化されたため、文化庁へ認定の申請を行っていたもの。

【期待される効果】

1. 市域に所在する文化財の保存・活用の方針を示し、文化財が有する多様な（歴史的・社会的・文化的）価値を示すとともに、地域やテーマなどの関連性をもたせることにより、まとまりのある保存活用を行うことができる。
2. 文化財が、まちづくりや観光資源として活用の推進がなされるとともに、地域ぐるみの保護活動への参加意識の向上が図られる。
3. 文化財活用事業における地方創生推進交付金を活用することが可能になる。

【文化庁協議後の主な変更箇所】

計画の内容について大きな変更箇所はないが、以下の部分についてより詳細な記述を行った。

- ・文化財の防災の取り組みについて記載を追加した。
- ・美術工芸品の調査方針のなかで、実態把握のための総合的把握調査と、詳細調査の実施について記載を追加した。
- ・史跡の整備や活用に関する措置について、取り組み内容などを具体的に記述した。

【認定後の予定】

7月17日（金） 文化財審議会文化財分科会開催
諮問・答申 同日 認定（通知文発送）

文化庁認定後 国庫補助事業として、計画を印刷し配布を行うとともに、市ホームページで公開の予定。

記 者 連 絡 票

甲賀市政クラブ、県政記者クラブ、各記者 様

令和2年7月16日

発 表 内 容	【報道解禁設定あり】 甲賀市文化財保存活用地域計画の文化庁認定について
目 的	甲賀市教育委員会が作成した「甲賀市文化財保存活用地域計画」について、国の文化審議会の答申を踏まえ、文化庁の認定を受けることとお知らせするもの。
解禁予定日時	令和2年(2020年) 7月17日(金) 17:00
主管課・係 連 絡 先	甲賀市教育委員会事務局 歴史文化財課 電話：0748(69)2251(担当：桑田)
概 要	甲賀市教育委員会が、令和2年3月に作成した「甲賀市文化財保存活用地域計画」が、7月17日(金)に開催される国の文化審議会文化財分科会の答申を踏まえ、文化庁長官の認定を受けることとなりました。 「甲賀市文化財保存活用地域計画」では、地域における文化財の保護活動が困難な状況になっていることから、市域の文化財を総合的かつ面的に把握し、保存継承を図るとともに、文化財を地域の資源として、当市の魅力発信と地域振興に活用することを目的とし、文化財の保存・活用の方針と、それにかかわる取り組みを記載したものです。 市では今回の認定を受け、地域における文化財の保存・活用のための取り組みの計画的・継続的实施と、多様な関係者が参画した地域総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取り組みを推進していきます。 ※文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定については、平成30年の文化財保護法の改正で新たに制度化されたものです。 このことについては、国と同様に解禁設定つき発表としますので、取扱いにご注意ください。 ◎ 解禁：令和2年7月17日(金) 17:00

【広報・広聴担当課】 秘書広報課 電話：0748-69-2101

甲賀市文化財保存活用地域計画の概要について

【甲賀市の文化財】

- ・豊かな歴史文化のもと魅力ある文化財が所在している
（指定文化財256件、登録文化財19件）
- ・多彩なテーマや区域を設定し、文化財を活かした地域の魅力創出が期待できる

【課題】

- ・地域における文化財の保存・継承
- ・歴史的風土を活かした文化財の総合的な活用
- ・活用を視野に入れた計画的な文化財の保存・整備
- ・文化財の保存活用に向けた地域と行政の仕組みづくり

市域の文化財を総合的かつ面的に把握し、保存継承を図るとともに、文化財を地域の資源として、当市の魅力発信と地域振興に活用することを目的とし、文化財の保存・活用の方針と、それにかけあがる取組を示す「甲賀市文化財保存活用地域計画」を作成（計画期間：令和2年度～令和10年度）

文化財保存・活用の方針および主な取組

〈方針1〉

先人の遺した文化財を次世代に継承する

— 知る・守る・伝える —

〈取組〉

- ・地域文化財調査事業
- ・歴史文化普及啓発、交流事業
- ・文化財防災・防犯事業
- ・文化財の保存修理、保存継承事業

〈方針2〉

地域の歴史文化をまちづくりに活かす

— みがく・活かす —

〈取組〉

- ・歴史文化魅力発信事業
- ・観光まちづくり連携事業
- ・日本遺産関連事業
- ・史跡等の整備活用事業
- ・学校教育連携事業

〈方針3〉

地域の活動を重視し、行政との連携を図る

— つなぐ・結ぶ —

〈取組〉

- ・地域における交流事業
- ・自治振興会活動支援事業



- ・地域における文化財保存・活用のための取り組みの計画的、継続的な実施
- ・多様な人々による地域総がかりな文化財の次世代への継承に向けた取り組みを推進

目指すべき姿

歴史文化を活かした
「甲賀流」のふるさとづくり

資料提供【解禁日あり】

提供年月日：令和2年（2020年）7月16日

所 属 名：文化スポーツ部文化財保護課

担当者名：参事兼記念物係長 大崎哲人

内 線：4674

電 話：077-528-4674

E-mail：sd00@pref.shiga.ne.jp

文化財保存活用地域計画の認定について

国の文化審議会では、7月17日（金）に開催される同審議会文化財分科会において、全国で7市の文化財保存活用地域計画を認定することを文化庁長官に答申する予定です。県内では初めて下記の2市が認定されることとなります。

なお、案件の詳細につきましては、草津市と甲賀市の教育委員会がそれぞれ対応しますので、よろしくお願いします。

記

1 文化財保存活用地域計画の認定

（1）草津市文化財保存活用地域計画

担当：草津市教育委員会歴史文化財課 田中・福田

電話 077-561-2429

（2）甲賀市文化財保存活用地域計画

担当：甲賀市教育委員会歴史文化財課 桑田

電話 0748-69-2251

【文化財保存活用地域計画】

- ・文化財保護法に基づく文化財の保存・活用に関する総合的なアクションプランで、市町村が作成し文化庁長官が認定するものです。
- ・この計画により、文化財の保存・活用がまちづくりや観光などの行政分野とも連携して総合的に進められることとなります。

解禁日時

令和2年7月17日（金） 17時

扱い：しぼり付き

(解禁時間)

令和2年7月17日(金) 17:00

報道発表



令和2年7月17日

文化財保存活用地域計画の認定について

文化審議会（会長 佐藤 信）は、令和2年7月17日（金）に開催された同審議会文化財分科会において、7市の文化財保存活用地域計画を認定することを文化庁長官に答申しました。これを受け、同日文化庁長官は同7市の文化財保存活用地域計画を認定しました。

●令和2年7月17日に答申・認定した文化財保存活用地域計画

- ・常陸大宮市（茨城県）
- ・下野市（栃木県）
- ・小浜市（福井県）
- ・岐阜市（岐阜県）
- ・草津市（滋賀県）
- ・甲賀市（滋賀県）
- ・津山市（岡山県）

<担当>

【文化財保存活用地域計画制度についての問合せ先】

文化庁 文化資源活用課

課長

伊藤 史恵（内線2859）

課長補佐

長谷川 智（内線4888）

企画係長

田中 宏明（内線2862）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2864（直通）

【各文化財保存活用地域計画についての問合せ先】

文化庁 地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ

事務局長

三木 忠一

グループリーダー

光石 恭典

文化財調査官

岡本 公秀、村上 佳代

電話：075-330-6738（直通）

甲賀市（滋賀県）

■人口：90,510人
■面積：481.62km²

歴史文化

- 古代以来の交通の要衝として、ヒト・モノ・文化が行き交っていた。
- 中世に活躍した甲賀武士が地域の基礎を作り、後世に大きな足跡を残している。
- 豊かな山林資源を活かして、杣木挽・大工・焼物など様々な技術体系が発展した。
- 神仏習合状況の中、神社・寺院、そして修験が混じり合った宗教文化が形成された。

文化財の概要・特徴

国・県・市指定文化財は256件、国登録文化財は19件。美術工芸品の中でも仏像彫刻が格段に多く、本市が平安彫刻の宝庫とされるのは、天台宗の浸透と国や中央の寺社・貴族による杣や荘園の開発によるものと考えられる。また、市内の埋蔵文化財包蔵地は589件指定。指定・未指定ともに、データベースが作成されている。

社会的状況

少子化・高齢化の進行は顕著で、これまで守り伝えてきた文化財や祭礼行事・年中行事の継承についてその担い手の不足や高齢化が課題。

一方、観光入れ込客数は平成28年より300万人を超えているが、ほとんどが日帰り。

交通では、鉄道の利便性は高いとは言えないが、市内は3つのICがあるなど広域交通の要衝。

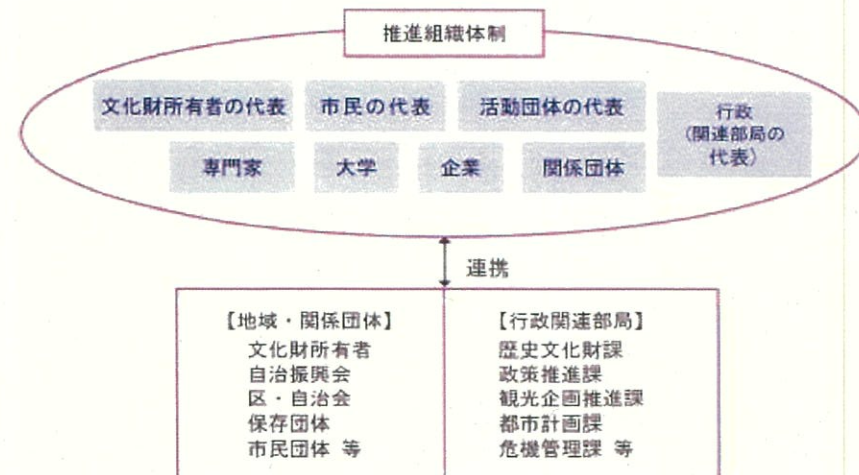
計画名称

甲賀市文化財保存活用地域計画

計画期間

令和2年度～令和10年度（9年間）

推進体制



甲賀市文化財保存活用地域計画

文化財の保存活用に関する課題

- 保存 : 未指定の調査分野に偏りがある、活用を視野に入れた一体的な保存・整備、文化財の防災・防犯対策の強化、地域全体の保存・継承のための取組 等
- 活用 : 歴史的風土を活かした文化財の総合的な活用、観光や産業など多分野間での連携 等
- 推進体制 : 文化財の保存・活用に向けた地域と行政の役割分担 等

文化財の保存活用に関する基本方針

【方針1】先人の遺した文化財を次世代に継承する 一知る・守る・伝える一

保存・継承活動を、文化財を「知る」ことから始め、続いて知った文化財を「守る」活動、そして次世代へ「伝える」活動へとつなげていく。最終的にはこれら3つの活動を相互に連携させ、総合的に取り組む。

【方針2】地域の歴史文化をまちづくりに活かす 一みがく・活かす一

文化財をソフト・ハード両面のまちづくりに活用する。文化財保護行政の枠をこえて、広く政策横断的に文化財の活用に取り組むとともに、行政と地域の役割分担については、多様な枠組みを設定する。

【方針3】地域の活動を重視し、行政との連携を図る 一つなく・結ぶ一

保存・活用の主体及び体制は、これまで以上に地域を重視し、地域と行政の2主体の協働体制を築いていく。地域コミュニティを文化財の保存・活用活動の「基点」とする。

文化財の保存活用に関する措置（一例）

地域文化財調査事業

市内各地の石造物や天然記念物、民家や文化的景観など未指定文化財の調査を実施する。この取り組みを地域主体の文化財の掘り起こしと継承の担い手づくりへとつなげる。

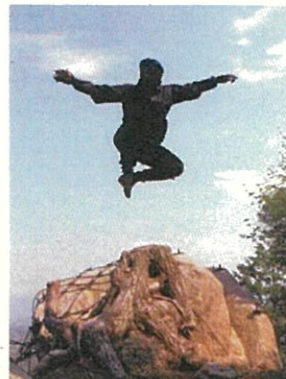


東海道土山宿の町並み

- 財源:国費、市費等
- 取組主体:地域、市民団体、行政等
- 計画期間: R2年度～R10年度

観光まちづくり連携事業

多分野間の連携による文化財などを活用したイベントの開催、歴史的風土を活かした特産品開発などに取り組む。また、日本遺産や東海道などで連携する自治体との広域的な取り組みを推進する。



忍者イメージ

- 財源:国費、市費等
- 取組主体:行政、市民団体、関係団体等
- 計画期間: R5年度～R10年度

自治振興会活動支援事業

地域マネージャー（集落支援員）などの協力を得て、各自治振興会等が地域の文化財の継承・活用に向けた自主的な活動が行えるよう支援を行う。

地域との協働による
史跡活用事業



- 財源:国費、市費等
- 取組主体:地域
- 計画期間: R2年度～R10年度

改正文化財保護法による文化財保存活用地域計画の認定について

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

地域における文化財の総合的な保存・活用



国の認定を受けた文化財保存活用地域計画（令和2年7月17日現在 計16市町村 本日認定されたものは下線）

北海道札幌市、茨城県牛久市、茨城県常陸大宮市、栃木県下野市、福井県小浜市、山梨県富士吉田市、長野県松本市、岐阜県岐阜市、滋賀県草津市、滋賀県甲賀市、大阪府河内長野市、兵庫県神戸市、奈良県王寺町、島根県益田市、岡山県津山市、長崎県平戸市

滋賀

小松島の「焼くわ」
秀芳 薫

農林水産大臣賞・厚生労働大臣賞 受賞

有限会社 谷ちくわ商店 TEL(0885)32-0867

草津市・甲賀市が認定

文化財保存活用地域計画

県内初

文化財を地域全体で教育や観光に生かす取り組みを促進する「文化財保存活用地域計画」に、草津市と甲賀市の計画が17日、認定された。国の文化審議会が同日行った文化庁長官への答申を受け、県内初の認定となった。今後、国に文化財登録を提案できる他、事業への補助金が加算されやすくなる。

近世の東海道と中山道からなる「街道」――の3テーマを軸に、市民も参加する歴史文化のまちづくりを目指す。市歴史文化財課の担当者は「史跡の保全整備とともに観光との結びつきも強め、市民が草津の歴史を誇りに持ってもらえるような、魅力的な事業を進めたい」と話した。

草津市は2020、29年度の10年間をかけて、古代の製鉄・鑄造関連遺跡を中心とした「生産」▽民俗芸能や寺社の伝承による「信」▽古代の東山道、

手も減少している。市民や地元企業に加え、市外の大学生なども巻き込み、取り組んでいく」と語った。

【磯野健二】

地域に元氣届け筆に思い込めて伊吹高に懸垂幕

新型コロナ

米原 米原市朝日町立伊吹高が校門近くに、地

域の人たちや生徒たちへのメッセージを記した懸垂幕(縦6枚、横0・9メートル)を掲げた。写真。新型コロナウイルス禍が続く中、生徒たちを励まし、地域の人たちにも元氣を届けるのが狙いという。懸垂幕の文章は生徒たちがから募り、寄せられた約200件の言葉をもとに作成した。設置場所は校門へ続く道の入り口で、東向きには「当たり前の日常に感謝」「共に進もう頑張り伊吹」の2枚、西向きには「新しい生活様式で今を乗り越えよう」「一人の笑顔で広がる笑顔 つながりを大切に」の2枚が掲示された。計4枚の懸垂幕は、同校書道部3年生の森田倅さん、岡本未夢さん、多賀有彩花さん、千田玲菜さんが毛筆で画仙紙に書いた作品を拡大して生地印刷した。書道部員たちは何度も書き直しをして、作品を完成させたという。

紙面編集 堂坂 麻耶

書道部長の多賀さんは「地域の人たちを元気づけたいという思いで、文字のバランスにも気をつけて書きました」と話していた。

【若本和夫】

大津で1人確認 県内感染者110人

県は19日、大津市の10代の無職男性が新型コロナウイルスに感染したと発表した。男性

近江兄弟社コールド勝利

1回戦 石山は4点差を逆転



きなイし球数取

議案第 68 号

甲賀市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 29 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲賀市立学校通学区域規則の一部を改正する規則

甲賀市立学校通学区域規則（平成１６年甲賀市教育委員会規則第１８号）の一部を次のように改正する。

別表中「水口町貴生川２丁目」の次に「、水口町貴生川３丁目、水口町貴生川４丁目」を加える。

付 則

この規則は、令和２年８月１日から施行する。

甲賀市立学校通学区域規則新旧対照表

改正案			現行		
(通学区域) 第2条 市立学校の通学区域は、別表のとおりとする。 別表（第2条関係）			(通学区域) 第2条 市立学校の通学区域は、別表のとおりとする。 別表（第2条関係）		
中学校名	小学校名	通学区域	中学校名	小学校名	通学区域
水口中学校	(略)		水口中学校	(略)	
	貴生川小学校	水口町岩坂、水口町高山、水口町山上、水口町杣中、水口町牛飼、水口町三大寺、水口町三本柳、水口町宇川、水口町貴生川、水口町貴生川1丁目、水口町貴生川2丁目、水口町貴生川3丁目、水口町貴生川4丁目、水口町虫生野、水口町虫生野虹の町、水口町虫生野中央、水口町北内貴		貴生川小学校	水口町岩坂、水口町高山、水口町山上、水口町杣中、水口町牛飼、水口町三大寺、水口町三本柳、水口町宇川、水口町貴生川、水口町貴生川1丁目、水口町貴生川2丁目、 、水口町虫生野、水口町虫生野虹の町、水口町虫生野中央、水口町北内貴
(略)			(略)		
<u>付 則</u> <u>この規則は、令和2年8月1日から施行する。</u>					

議案第 69 号

大野学区幼保・小中学校再編検討協議会設置要綱の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 29 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

大野学区幼保・小中学校再編検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 甲賀市幼保・小中学校再編計画の諸課題を広く市民参画のもと協議するため、甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業実施要綱（平成28年甲賀市教育委員会告示第3号）第3条第2号の規定に基づき、大野学区幼保・小中学校再編検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 大野学区における再編の是非も含めた諸課題に関すること。
- (2) 大野学区におけるより良い保育・教育環境の実現に関すること。
- (3) その他、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員で組織するものとする。

2 甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、関係団体からの推薦、協議等に基づき、市長と協議し、保護者及び地域の代表に委員を委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の協議を終えるまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数の賛同によってこれを決定する。ただし、賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

5 委員は、協議の結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する事務に関し、専門的に協議するために、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員によって組織する。

3 部会長は、部会委員の互選により決定する。

4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、会務を掌握し、協議の経過及び結果を委員長に報告する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、教育委員会事務局教育総務課教育環境整備室及びこども政策部保育幼稚園課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年7月29日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。

議案第 70 号

土山学区幼保・小中学校再編検討協議会設置要綱の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 29 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

土山学区幼保・小中学校再編検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 甲賀市幼保・小中学校再編計画の諸課題を広く市民参画のもと協議するため、甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業実施要綱（平成28年甲賀市教育委員会告示第3号）第3条第2号の規定に基づき、土山学区幼保・小中学校再編検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 土山学区における再編の是非も含めた諸課題に関すること。
- (2) 土山学区におけるより良い保育・教育環境の実現に関すること。
- (3) その他、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員で組織するものとする。

- 2 甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、関係団体からの推薦、協議等に基づき、市長と協議し、保護者及び地域の代表に委員を委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の協議を終えるまでの期間とする。

- 2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数の賛同によってこれを決定する。ただし、賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

5 委員は、協議の結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する事務に関し、専門的に協議するために、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員によって組織する。

3 部会長は、部会委員の互選により決定する。

4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、会務を掌握し、協議の経過及び結果を委員長に報告する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、教育委員会事務局教育総務課教育環境整備室及びこども政策部保育幼稚園課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年7月29日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。

議案第 71 号

甲南第二小学校再編検討協議会設置要綱の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 29 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲南第二小学校再編検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 甲賀市幼保・小中学校再編計画の諸課題を広く市民参画のもと協議するため、甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業実施要綱（平成28年甲賀市教育委員会告示第3号）第3条第2号の規定に基づき、甲南第二小学校再編検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 甲南第二小学校における再編の是非も含めた諸課題に関すること。
- (2) 再編の基本事項に関すること。
- (3) その他、再編に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員で組織するものとする。

2 甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、関係団体からの推薦、協議等に基づき、市長と協議し、保護者及び地域の代表に委員を委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の協議を終えるまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数の賛同によってこれを決定する。ただし、賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

5 委員は、協議の結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する事務に関し、専門的に協議するために、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員によって組織する。

3 部会長は、部会委員の互選により決定する。

4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、会務を掌握し、協議の経過及び結果を委員長に報告する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、教育委員会事務局教育総務課教育環境整備室及びこども政策部保育幼稚園課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年7月29日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。

議案第 7 2 号

甲南第三小学校再編検討協議会設置要綱の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 2 9 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲南第三小学校再編検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 甲賀市幼保・小中学校再編計画の諸課題を広く市民参画のもと協議するため、甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業実施要綱（平成28年甲賀市教育委員会告示第3号）第3条第2号の規定に基づき、甲南第三小学校再編検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 甲南第三小学校における再編の是非も含めた諸課題に関すること。
- (2) 再編の基本事項に関すること。
- (3) その他、再編に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員で組織するものとする。

2 甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、関係団体からの推薦、協議等に基づき、市長と協議し、保護者及び地域の代表に委員を委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の協議を終えるまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数の賛同によってこれを決定する。ただし、賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

5 委員は、協議の結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する事務に関し、専門的に協議するために、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員によって組織する。

3 部会長は、部会委員の互選により決定する。

4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、会務を掌握し、協議の経過及び結果を委員長に報告する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、教育委員会事務局教育総務課教育環境整備室及びこども政策部保育幼稚園課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年7月29日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。

議案第 7 3 号

甲南中部小学校再編検討協議会設置要綱の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 2 9 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

甲南中部小学校再編検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 甲賀市幼保・小中学校再編計画の諸課題を広く市民参画のもと協議するため、甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業実施要綱（平成28年甲賀市教育委員会告示第3号）第3条第2号の規定に基づき、甲南中部小学校再編検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 甲南中部小学校における再編の是非も含めた諸課題に関すること。
- (2) 再編の基本事項に関すること。
- (3) その他、再編に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員で組織するものとする。

- 2 甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、関係団体からの推薦、協議等に基づき、市長と協議し、保護者及び地域の代表に委員を委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の協議を終えるまでの期間とする。

- 2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数の賛同によってこれを決定する。ただし、賛否同数のときは、議長がこれを決定する。

5 委員は、協議の結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する事務に関し、専門的に協議するために、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員によって組織する。

3 部会長は、部会委員の互選により決定する。

4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、会務を掌握し、協議の経過及び結果を委員長に報告する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、教育委員会事務局教育総務課教育環境整備室及びこども政策部保育幼稚園課に置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年7月29日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会教育長が招集する。

議案第 74 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 29 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第20号

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和2年7月15日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理第20号別紙

甲賀市学校給食センター運営委員会委員

(任期:令和2年6月1日から令和3年5月31日まで)

解嘱日:令和2年7月15日

	氏 名	委 員 の 構 成	備 考
1	荒木 勇雄	保健所長	甲賀保健所長

議案第 7 5 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 7 月 2 9 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第21号

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

甲賀市学校給食センター運営委員会委員に別紙の者を委嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和2年7月16日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

臨時代理第 2 1 号別紙

甲賀市学校給食センター運営委員会委員

(任期:令和 2 年 7 月 1 6 日から令和 3 年 5 月 3 1 日まで)

	氏 名	委 員 の 構 成	備 考
1	大友 一枝	保健所長	甲賀保健所長

請願第 1 号

2021 年度使用中学校教科書の採択に関する請願について

2020 年 4 月 23 日付けで子どもと教科書 市民・保護者の会から提出のあった別紙請願文書について、甲賀市教育委員会会議規則（平成 16 年 10 月 1 日教育委員会規則第 2 号）第 10 条第 4 項の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 7 月 29 日

甲賀市教育委員会教育長 西 村 文 一

2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願書

2020年4月23日

甲賀市教育委員会 教育長 西村 文一 様

子どもと教科書 市民・保護者の会
事務局

日頃は、子どもの教育全般にわたりご尽力いただきありがとうございます。とりわけ現在の新型コロナウイルスの蔓延に対して、これを抑えるための学校等における対応についても、ご尽力いただき重ねてお礼申し上げます。

さて、去る3月24日に文科省による2021年度から使用される中学校教科書の検定結果が公表され、貴教育委員会では、教科書採択に向けて、すでに関係事務及び調整等を進めておられるかと存じます。

この度公表された中学校教科書については、新学習指導要領で強調された『主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）』の視点からの学習過程の改善に沿うように求められ、教科書の全10科の平均ページ数は現行本と比べると7.6%増となり、「ゆとり教育」と言われた04年の検定以降で最多、約1.5倍となっています。そのようなページ数の増大と相まって、アクティブ・ラーニングなどの授業方法の「高度化」は、生徒にとっても大きな負担となるでしょうし、授業への参加意欲や学習内容の理解の差が拡大し、授業についていけない生徒が増えるおそれが十分想定されます。

また、今回の中学校教科書は、前回同様「政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」という「教科用図書検定基準（2014年改訂）」が適用されただけでなく、「学習指導要領の記述の意味や解釈の詳細について説明するために作成されている学習指導要領解説をより踏まえて教科書記述に適切に反映していくこと」という「教科書の改善について（2017年5月23日、教科書検定審議会報告）」に基づいて検定が行われています。つまり、文科省が「法的拘束力があるとする」指導要領と官僚が書いた文科省著作物にすぎない学習指導要領解説（以下、「解説」）を同等に扱い、「解説」に「法的拘束力」を持たせ、それに一層忠実な教科書を作成させようとするものとなっていて、社会科の教科書などに強く反映していると考えられます。

まさに、教科書の記述の自由が大幅に制限され、政府・文科省の見解が色濃く反映していると言わざるを得ず、そのような事例は、いわゆる「先進国」では、日本だけです。

そのような問題を内包した文科省検定教科書を、各教育委員会において採択することとなりますので、内容を十分精査しその問題点等に留意しながら、慎重にかつ公平・公正に採択事務を進めていただき、少しでもより良いと考えられる教科書を採択願いたいところです。

つきましては、以下の6点の項目について請願しますので、教育委員会会議において項目ごとに十分な審議のうえ、その審議結果と各項目に対する見解及び回答を、文書により6月末までに賜りますようお願いいたします。

記

1. 教科書採択における透明性の確保について

・教育委員会における教科書採択の会議については、例年のように傍聴者を入れ公開の場で審議すること。なお、新型コロナウイルスの蔓延を考慮し対応されることは必要であるが、そのことを理由に傍聴制限などをしないこと。特に、開催する会議室が密接場面等となるようなことが考えられる場合は、湖南市教育委員会などのように会議場を広い会議室等に変更するなど配慮すること。

・教科書採択結果は、会議資料とともに速やかにホームページ等で公開するとともに、会議録についても、作成後速やかに同様の措置をとること。

2. 現場教員の意見の反映について

- ・教科書は教員の重要な教育「道具」(教材)であり、例えば人の命をも預かる医師にとつての医療器具と同様であり、子ども(患者)にとってより良く、教員(医師)にとっても使いやすいことなどが重要であることから、採択にあたっては、現場教員の意見を十分反映させること。

- ・ただし、道徳教科書に関しては、教員にとって使いやすいものは、時には子どもを誘導しがちになることがあり、また道徳ノートの活用や子ども自身の自己評価をさせることは、子どもが教員を付度したり、教員が子どもの評価に安易に利用したりするおそれもある。このような現場での短絡的な状況が生じることも想定でき、ひいては子どもの教育にとってマイナスとなるばかりか、教育ではなく洗脳的なことにもつながるため、安易に使いやすいことや若い教員にとって適しているなどとの判断によることなく、子どもが幅広く自由に考え議論できることを重視し慎重に採択されたい。

3. 教科書展示会の開催の充実について

- ・開催の場所・日程・時間については、より多くの教員・保護者・市民が参加・閲覧しやすい環境にこれまで以上に配慮すること。新型コロナウイルス問題により、「3密」を避けるなどの配慮をされることは言うまでもないが、これまでと比べて参加しにくくなるようなことは避けること。

- ・教科書展示会の住民への周知については、自治体広報やホームページ等において行うこと。

4. 教科書展示会のアンケート等による市民・保護者の意見の尊重について

- ・アンケートについては、一般の教員・保護者・市民からの意見を求めるものとして唯一といってもよいものであることから、滋賀県教育委員会へ送付する前に、各教育委員に提示するとともに、その意見を可能な限り尊重した採択の議論をすること。なお、同アンケートは、教科用図書第2採択地区協議会にも提供されたい。

- ・市民等からの意見・要望等についても、各教育委員に提示するとともに、その内容を可能な限り尊重した採択の議論をすること。

5. 教科書採択を行う教育委員会会議の周知について

当該会議の住民への周知については、自治体広報やホームページにおいて可能な限り早い段階で速やかに行うこと。また、傍聴方法等についても周知すること。

6. より良い教科書の採択について

- ・貴教育委員会が大切な教育課題として取り組んでこられた「人権・平和・共生」等、憲法にも定められた普遍的な価値観を重視し、子どもの教育にとってよりふさわしい教科書を採択していただきたいところであるが、前段に述べているように、今回検定通過した教科書については、詳細を見ていけば問題のある教科書も存在することから、上記の点に十分ご留意いただき、これに反するような教科書は採択しないこと。

- ・教科書の題材の中には、具体的に滋賀県内のことが取り上げられている事例もあるが、地元のことが掲載されているのでよいなどと短絡的に評価することなく、教科書全体を総合的に判断して採択されたい。

- ・教育基本法には、「愛国心」につながる目標があるが、そこには「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が同時に明記され、偏狭なナショナリズムに陥ることがないように求めている。したがって、偏狭なナショナリズムを煽るような内容がないかなど、十分留意し採択作業を進められたい。

令和2年度 運動会・体育祭・体育大会の予定について

	学校名	開催日	開始時間	終了時間	備 考
1	伴谷 小学校	10 月 10 日 土	8:45 ~ 11:20		
2	柏木 小学校	10 月 10 日 土	9:00 ~ 10:45		
3	水口 小学校	10 月 10 日 土	8:30 ~ 11:30		
4	貴生川 小学校	10 月 8 日 木	9:35 ~ 11:25		
		10 月 9 日 金	9:35 ~ 11:25		
5	綾野 小学校	10 月 17 日 土	8:45 ~ 12:00		
6	伴谷東 小学校	10 月 10 日 土	8:30 ~ 11:00		
7	大野 小学校	10 月 10 日 土	8:50 ~ 11:35		
8	土山 小学校	10 月 10 日 土	8:50 ~ 12:10		
9	大原 小学校	10 月 3 日 土	8:40 ~ 12:00		
10	油日 小学校	10 月 3 日 土	8:40 ~ 11:30		
11	佐山 小学校	10 月 3 日 土	8:30 ~ 11:20		
12	甲南第一 小学校	9 月 19 日 土	8:30 ~ 11:20		
13	甲南第二 小学校	9 月 19 日 土	8:45 ~ 12:00		
14	甲南第三 小学校	10 月 11 日 日	8:30 ~ 12:30		
15	甲南中部 小学校	10 月 10 日 土	8:45 ~ 11:30		
16	希望ヶ丘 小学校	10 月 10 日 土	9:00 ~ 12:15		
17	信楽 小学校	9 月 19 日 土	8:45 ~ 11:30		
18	雲井 小学校	9 月 27 日 日	8:30 ~ 12:00		
19	小原 小学校	9 月 19 日 土	8:30 ~ 11:30		
20	朝宮 小学校	9 月 27 日 日	9:00 ~ 14:00		
21	多羅尾 小学校	8 月 27 日 木	13:20 ~ 14:20		
22	水口 中学校	10 月 28 日 水	8:30 ~ 12:00		
23	城山 中学校	10 月 1 日 木	9:00 ~ 12:00		
24	土山 中学校	9 月 11 日 金	9:00 ~ 12:25		
25	甲賀 中学校	9 月 16 日 水	8:55 ~ 11:20		
26	甲南 中学校	10 月 28 日 水	9:00 ~ 14:30	学園祭(体育祭+文化祭)	
27	信楽 中学校	9 月 9 日 水	9:00 ~ 12:00		

全校対応…半日開催、来賓なし

各校での取組の工夫例

- ※ 保護者と子どもの導線が交わらないよう、保護者観覧エリアを設ける。
- ※ 子ども用のテントを増やして密を避ける。 ※ 保護者用トイレと子ども用トイレを分ける。
- ※ 学年毎等にプログラムを分け、子どもは出番のときのみ運動場に出る。保護者にもその時に来校いただくよう協力依頼する。
- ※ 徒競走ゴール付近に保護者が密にならないよう、白線を描くなどして呼びかけ ※ 複数個所に消毒液を置く。
- ※ 子ども・保護者ともに朝の検温を行うようにし、風邪の症状等がある場合は参加、観覧をしないよう徹底する。
- ※ 子ども・保護者ともに、大きな声を出して応援することを控えるように呼びかける。

2020年度 第4ブロック（甲賀・湖南市）3年生合同交流会

○目的

3年生にとって、3年間の部活動の締めくくりとなる機会を設ける。

○実施条件

- (1) 2市（甲賀・湖南市）内中学校において、部活動の校外活動が可能になっていること（地域の感染レベル3）
- (2) 生徒が練習を積み重ねて、体力的に試合ができる状況にあること（場合によっては、試合時間などの短縮にも配慮する）
- (3) 参加者全員が来場前に検温し、発熱、咳など風邪症状がないことを確認すること
- (4) 熱中症対策を十分に行うこと（試合数や試合日程の工夫、休憩時間の設定、会場の換気などに配慮すること）

種目	日時	会場	参加校	内容・形式
陸上競技	7月24日(金)9:00～	水口スポーツの森 陸上競技場	日枝中学校以外の全チーム	2, 3年のみの参加で 従来の記録会形式
軟式野球	7月18日(土)8:30～ 19日(日)8:30～ 予備日:なし	甲賀市民スタジアム	2日間ともブロック全チーム 合同(甲北日枝)(信楽城山)(石部甲西)	各チーム 1日1試合の練習試合形式 ①8:30～ ②10:30～ ③12:30 ④14:30～
ソフトボール	7月23日(木)9:00～ 7月24日(金)9:00～ 予備日:25日(土)	土山中学校グラウンド	2日間ともブロック全チーム 合同(土山甲南)(城山日枝)	70分ゲームの試合形式 1日1チーム2試合
バスケットボール 男	7月18日(土)9:00～ 7月24日(金)8:30～	18日 湖南市総合 体育館 24日 水口体育館	18日 湖南市男子チーム 24日 甲賀市男子チーム	3年生の交流戦としてハーフゲームを 何本か行う。
バスケットボール 女	7月23日(木)8:30～ 17:00	水口体育館	AM 甲賀市女子チーム PM 湖南市女子チーム	
バレーボール	7月23日(木)8:45～	湖南市総合体育館 甲西中学校	(湖総)水東中・水口中・甲西北中・土山中 (甲西)甲西中・甲南中・石部中・城山中	各会場 総当たり戦 2セットのみ 3セット目は行わない。
ソフトテニス 男	7月23日(木)9:00～ 7月24日(金)9:00～	水口中テニスコート	23日:ブロック全チーム 24日:ブロック全チーム	23日:団体(トーナメント)・個人 リーグ戦 24日:個人(トーナメント)
ソフトテニス 女	予備日:25日	甲南中学校		
卓球 男	7月25日(土)	甲南中学校	石部 甲西 甲西北 水口 甲南 城山 水口東	3年生のみ個人戦
卓球 女				
サッカー	7月23日(木)AM 7月24日(金)AM	湖南市民グラウンド 野洲川運動公園	(湖)甲西北 日枝 信楽 甲南 城山 (野)甲西 水口東 石部 甲賀 水口	各チーム1日1試合(25分ハーフ) 全チーム2日間で2試合する。
バドミントン	7月23日(木)	永源寺中学校	甲賀 日枝 永源寺	
水泳	7月24日(金)	日野中学校	甲南 甲賀 日野 聖徳 玉園 船岡	
剣道	7月24日(金)	甲西北中学校	甲南 水口 甲西北	団体戦および個人戦